

島根県建築物耐震改修促進計画（追補）

平成28年3月

島 根 県

建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下、耐震改修促進法）の改正（平成25年11月25日施行）を受け、島根県建築物耐震改修促進計画に次の事項を追加する。

また、次期計画策定までの経過措置を追加する。

第1章 耐震改修促進計画の基本的事項

2. 促進計画の位置づけ

「2-3 促進計画の計画期間」に次の事項（枠内）を経過措置として追加する。

平成27年度末の住宅の耐震化率及び多数の者が利用する特定建築物の耐震化率の目標は90%であるが、平成27年10月末の時点で住宅の耐震化率は70%、多数の者が利用する特定建築物の耐震化率は86%であり、目標に達していないことから、引き続き耐震化を推進する必要があるため、平成28年度に施策の見直しを行い、次期計画を策定するまでの間、現計画を平成28年度まで延長することとする。

第2章 追加補足なし

第3章 追加補足なし

第4章 建築物の耐震化目標を達成するための施策

2. 建築物の耐震耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策（基本施策1）

2-1 耐震診断及び耐震改修の誘導・支援策

「(5) 県又は市町村が実施する支援策」に次の事項（枠内）を追加する。

要緊急安全確認大規模建築物[※]が所在する市町村は国の補助事業等を活用して、耐震診断・改修費に対する助成制度を創設する。また、県は市町村の費用の一部を負担する支援制度を創設する。

※耐震改修促進法附則第3条に規定する要緊急安全確認大規模建築物

「(8) 大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物の耐震化の取り組み」を追加する。

(8) 大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物の耐震化の取り組み

耐震改修促進法第5条第3項第1項には、大規模な地震発生時に利用を確保することが公益上必要な建築物が規定されており、これらは、応急対策活動の拠点や避難所となるもの等である。

島根県では、要緊急安全確認大規模建築物であって、市町村が災害対策基本法に基づき策定する地域防災計画において災害時に利用することを想定している建築物を耐震改修促進法第5条第3項第1号に基づく建築物として指定し、強力的に耐震化の促進を図る。

また、その他の災害時に利用することを想定している建築物についても指定を検討する。

「(9) 地震発生時に通行を確保すべき道路の指定」を追加する。

(9) 地震発生時に通行を確保すべき道路の指定

耐震改修促進法第5条第3項第2号及び第3号並びに第6条第3項第1号及び第2号の規定に基づく道路は、地震による建築物の倒壊・閉塞によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げにならないように通行を確保すべき道路を定めることとなっている。

島根県では、平成9年3月に策定した「島根県緊急輸送道路ネットワーク計画」の緊急輸送道路を耐震改修促進法第5条第3項第2号及び第3号に基づく道路として指定を検討する。

4. 特定建築物の所有者に対する法的措置等の実施方針（基本施策3）

「4-3 要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断の結果の公表」を追加する。

4-3 要緊急安全確認大規模建築物に関する事項

要緊急安全確認大規模建築物について、平成27年12月31日までに耐震診断を実施し、その結果を報告することが義務付けられ、所管行政庁が当該結果の公表を行うこととされた。

対象となる建築物の概要を表4-3、表4-4に示す。

各所管行政庁は、耐震診断の結果等を建築物の用途ごとに一覧できるように取りまとめた上で、平成28年1月以降、速やかにホームページ等で公表する。

表 4-3 要緊急安全確認大規模建築物の規模要件

用途	耐震診断義務付け対象となる規模 (階数は、地階を含む)
小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数 2 以上かつ床面積の合計 3, 0 0 0 m ² 以上 ※屋内運動場の面積を含む。
体育館（一般公共の用に供されるもの）	階数 1 以上かつ床面積の合計 5, 000 m ² 以上
ボーリング場、スケート場、水泳場、その他これらに類する運動施設	階数 3 以上かつ床面積の合計 5, 000 m ² 以上
病院、診療所	
劇場、観覧場、映画館、演芸場	
集会場、公会堂	
展示場	
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	
ホテル、旅館	
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの	階数 2 以上かつ床面積の合計 5, 000 m ² 以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	
幼稚園、保育所	階数 2 以上かつ床面積の合計 1, 500 m ² 以上
博物館、美術館、図書館	階数 3 以上かつ床面積の合計 5, 000 m ² 以上
遊技場	
公衆浴場	
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設	
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	

表4-4 規制対象となる危険物の数量及び敷地境界線からの距離

危険物の種類	危険物の数量	敷地境界線からの距離
①火薬類 イ 火薬 ロ 爆薬 ハ 工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管 ニ 銃用雷管 ホ 実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線 ヘ 導爆線又は導火線 ト 信号炎管若しくは信号火箭又は煙火 チ その他の火薬、爆薬を使用した火工品	10 t 5 t 50万個 500万個 5万個 500 km 2 t 火薬10 t 爆薬5 t	火薬類取締法施行規則で規定する第1種保安物件に対する保安距離（火薬類の種類及び数量により異なります）
② 消防法第2条第7項に規定する危険物	危険物の規制に関する政令別表第三の指定数量の欄に定める数量の10倍の数量	50 m
③ 危険物の規制に関する政令別表第4備考第六号に規定する可燃性固体類	30 t	50 m
④ 危険物の規制に関する政令別表第4備考第八号に規定する可燃性液体類	20 m ³	50 m
⑤ マッチ	300マッチトン	50 m
⑥ 可燃性のガス（⑦及び⑧を除く）	20,000 m ³	13 (1/3) m ≒ 13.33 m
⑦ 圧縮ガス	20万 m ³	施設の内容により異なります。
⑧ 液化ガス	2,000 t	施設の内容により異なります。
⑨ 毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物（液体又は気体のものに限る）	20 t	
⑩ 毒物及び劇物取締法第2条第2項に規定する毒物（液体又は気体のものに限る）	200 t	

※表中の数量以上かつ、距離以内のものが対象